

平成 23 年度

臨時総会資料

平成 23 年 12 月

社団法人京都府介護支援専門員会

目 次

社団法人京都府介護支援専門員会臨時総会次第	・・・・	1
第1号議案 社団法人京都府介護支援専門員会 定款変更(案)について	・・・・	2
報告事項 社団法人京都府介護支援専門員会諸規定について	・・・・	26

平成 23 年度
社団法人京都府介護支援専門員会臨時総会

日 時：平成 23 年 12 月 23 日（金） 11:00～
場 所：京都テルサ 東館 2 階 セミナー室

次 第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 事
第 1 号議案 社団法人京都府介護支援専門員会定款変更（案）について
- 報告事項 社団法人京都府介護支援専門員会諸規定について
- 4 閉 会

第 1 号 議 案

社団法人京都府介護支援専門員会定款変更（案）
について

社団法人京都府介護支援専門員会定款変更（案）について下記のとおり承認を求めます。

別紙のとおり、公益社団法人になるためには代議員制の導入が不可欠です。この定款は一般的に代議員制を導入している社団法人の定款などを参考にして作成しました。その後、京都府との話し合いの中で加筆修正などを行い、最終案としてここに提案させていただきます。

以上

社団法人京都府介護支援専門員会定款（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、社団法人京都府介護支援専門員会（以下「本会」と言う）と称する。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375番地
京都府立総合社会福祉会館7階に置く。

（目的）

第3条 本会は、京都府の区域内において、職域、所属の枠を越え、介護支援専門員として連携し、職業倫理の高揚に務めるとともに、専門的知識・技術の研修、教育及び研究を通じて介護支援専門員の資質の向上と介護支援業務並びに介護予防支援業務（以下「介護支援業務等」と言う）に関する知識・技術の普及を図り、もって京都府民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 京都府民のケアマネジメントの増進と、介護支援専門員取得等を広報・支援する府民公開講座事業
- (2) 京都府民のケアマネジメント及び介護保険制度に関する相談支援事業
- (3) 介護支援専門員の現任者研修及びこれから実務に就く者の実務者研修、並びに相互研鑽・資質及び倫理の向上を目的とした研修会等の開催に関する事業
- (4) 介護支援事業、資質向上に関する刊行物の編集・発行及び社会的地位の向上、並びに資質向上に関する調査研究事業
- (5) 介護支援業務等に関する各種研修会・講義への講師の派遣とその育成に関する事業
- (6) 事業所間のトラブル防止等を目的とした、情報交換等のための地域ブロック組織結成等の支援事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び社員

（会員）

第5条 本会は、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的、事業及び運営の尽力に賛同する者で介護保険法第69条の2の規定による介護支援専門員であつて、京都府内に住居又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 準会員 その他、理事会が特に必要と認めた者

（会員の資格取得）

第6条 会員として本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会には、総会において定める入会及び退会規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という）を支払う義務を負う。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 会員が、介護保険法第69条の2の規定による登録を抹消されたとき
- (4) 正当な理由がなく、第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(任意退会)

第9条 会員は、所定の退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 この場合において、その会員に対し、総会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えるものとする。
- 3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもって当該会員に対抗することができない。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(社員)

第12条 本会の社員は、概ね正会員50人の中から1名の割合をもって選出される代議員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行なう細則は理事会において定める。
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の代議員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、2月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団・財団法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般社団・財団法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（一般社団・財団法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般社団・財団法人法第146条）についての議決

- 権を有しないこととする。)
- 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。
補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 7 第6項の補欠の代議員の選挙に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 8 正会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
- (1) 法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 9 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意が無ければ、免除することができない。

第3章 役員

（役員の種類及び定数）

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長4名以内
- (3) 理事（会長及び副会長を含む） 25名以上 30名以内
- (4) 監事2名以内

（選任）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長は、理事の互選により定める。
- 3 副会長は、理事の中から会長が指名する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（職務）

第15条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 4 監事は、法令に規定する職務を行う。

（任期）

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期の途中であっても、総会において、代議員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合において、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬等)

第18条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができます。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 4 章 顧 問

(顧問)

第19条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の議決に基づいて会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 顧問は、5名以内とし、任期については第16条第1項の規定を準用する。この場合において同項中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

(顧問に対する報酬等)

第20条 顧問は、無給とする。

- 2 顧問には費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 5 章 総 会

(種別)

第21条 本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、代議員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年2回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 総代議員数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき

(3) 監事が法令に基づいて招集するとき

(招集)

- 第25条 総会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から42日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、代議員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において出席代議員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、総代議員数の過半数以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会の議決は、この定款で別に定めるもののほか、出席代議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。この場合において、議長は、代議員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

- 第29条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
(2) 代議員の現在数
(3) 出席した代議員の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）
(4) 審議事項及び議決事項
(5) 議事の経過の概要及びその結果（発言者の発言要旨を含む）
(6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した代議員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

- 第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急かつやむをえない場合は、日数を短縮することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(定足数)

第36条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決等)

第37条 第28条から第30条までの規定は理事会について準用する。この場合において、第28条から第30条までの規定中「総会」及び「代議員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第 7 章 部会及び委員会

(部会及び委員会の設置)

第38条 本会は、本会の目的を達成するために部会及び委員会を置くことができる。

- 2 部会及び委員会の設置並びに運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第 8 章 支部組織（ブロック）

(支部組織の設置)

第39条 本会は、本会の目的を達成し地域における活動に資するため、支部（ブロック）を置くことができる。

- 2 支部（ブロック）の設置及び運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第 9 章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第40条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金および会費

- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第42条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第43条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第44条 前条の規定に関わらず、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 会長は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、本会の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第46条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総代議員の三分の二以上の同意を得、かつ、京都府知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第47条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 事務局

(設置)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に關し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第49条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 代議員名簿

- (4) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (5) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (7) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (9) その他、必要な帳簿及び書類

第 11 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、総会において総代議員の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ京都府知事の認可を得なければ、変更することができない。

(解散)

第 51 条 本会は、法令で定められた事由により解散する。

2 総会の議決により解散する場合は、総代議員の 3 分の 2 以上の同意を得、京都府知事の承認を得なければならぬ。

(残余財産の処分)

第 52 条 解散後の残余財産は、総会の議決を得、かつ京都府知事の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 12 章 雜 則

(委任)

第 53 条 この定款に定めるものの外、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(附則)

- 1 この定款は、本会の設立許可があつた日から施行する。(平成 19 年 11 月)
- 2 会の設立当初の役員は、第 13 条第 1 項から第 3 項の規定にもかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は第 15 条第 1 項の規定にかかわらず平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 3 本会の設立年度の事業計画及び予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、第 46 条の規定にかかわらず、設立許可のあつた日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

(附則)

この定款の変更は、京都府知事の認可のあつた日から施行する。(平成 23 年○月○日)

		社団法人京都府介護支援専門員会定款	社団法人京都府介護支援専門員会定款（案）
第 1 章	総 則	第 1 章 総 則	
(名称)	第1条 この法人は、社団法人京都府介護支援専門員会（以下「本会」と言う）と称する。	(名称)	第1条 この法人は、社団法人京都府介護支援専門員会（以下「本会」と言う）と称する。
(事務所)	第2条 本会は、主たる事務所を京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375番地京都府立総合社会福祉会館7階に置く。	(事務所)	第2条 本会は、主たる事務所を京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375番地京都府立総合社会福祉会館7階に置く。
(目的)	第3条 本会は、京都府の区域内において、職域、所属の枠を越え、介護支援専門員として連携し、職業倫理の高揚に務めるとともに、専門的知識・技術の研修、教育及び研究を通じて介護支援専門員の資質の向上と介護支援業務並びに介護予防支援業務（以下「介護支援業務等」と言う）に関する知識・技術の普及を図り、もつて京都府民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。	(目的)	第3条 本会は、京都府の区域内において、職域、所属の枠を越え、専門的知識・技術の研修、教育及び研究を通じて介護支援専門員の資質の向上と介護支援業務並びに介護予防支援業務（以下「介護支援業務等」と言う）に関する知識・技術の普及を図り、もつて京都府民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。
(事業)	第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。	(事業)	第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 京都府民のケアマネジメントの増進と、介護支援専門員取得等を広報・支援する府民公開講座事業	(1) 京都府民のケアマネジメントの増進と、介護支援専門員取得等を広報・支援する府民公開講座事業		
(2) 京都府民のケアマネジメント及び介護保険制度に関する相談支援事業	(2) 京都府民のケアマネジメント及び介護保険制度に関する相談支援事業		
(3) 介護支援専門員の現任者研修及びこれから実務に就く者の実務者研修、並びに相互研鑽・資質及び倫理の向上を目的とした研修会等の開催に関する	(3) 介護支援専門員の現任者研修及びこれから実務に就く者の実務者研修、並びに相互研鑽・資質及び倫理の向上を目的とした研修会等の開催に関する		

(4) 介護支援事業、資質向上に関する刊行物の編集・発行及び社会的地位の向上上、並びに資質向上に関する調査研究事業	(4) 介護支援事業、資質向上に関する刊行物の編集・発行及び社会的地位の向上上、並びに資質向上に関する調査研究事業
(5) 介護支援業務等に関する各種研修会・講義への講師の派遣とその育成に関する事業	(5) 介護支援業務等に関する各種研修会・講義への講師の派遣とその育成に関する事業
(6) 事業所間のトラブル防止等を目的とした、情報交換等のための地域プロック組織結成等の支援事業	(6) 事業所間のトラブル防止等を目的とした、情報交換等のための地域プロック組織結成等の支援事業
(7) その他本会の目的を達成するために必要な事業	(7) その他本会の目的を達成するために必要な事業
<u>第 2 章 会 員 及 び 社 員</u>	
(会員)	
第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもつて民法上の社員とする。	<u>(会員)</u> 第5条 本会は、次の会員を置く。
(1) 正会員 介護保険法第69条の2の規定による介護支援専門員であつて、京都府内に住居又は勤務先を有し、本会の目的に賛同した者	(1) 正会員 本会の目的、事業及び運営の尽力に賛同する者で介護保険法第69条の2の規定による介護支援専門員であつて、京都府内に住居又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者
(2) 準会員 その他、理事会が特に必要と認めた者	(2) 準会員 その他、理事会が特に必要と認めた者
(入会)	
第6条 会員として本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。	<u>(会員の資格取得)</u> 第6条 会員として本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
	2 入会には、総会において定める入会及び退会規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
(会員金及び会費)	
第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。	<u>(会員の負担)</u> 第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になつた時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費規程に基づき入会金及び会費

<p>(会員の資格喪失)</p> <p>第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。</p>	<p>(以下「会費等」という) を支払う義務を負う。</p> <p><u>(会員資格の喪失)</u></p> <p>第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 退会したとき (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき (3) 会員が、介護保険法第69条の2の規定による登録が抹消されたとき (4) 正当な理由がなく、会費を2年以上納入しなかつたとき (5) 除名されたとき (6) 総社員の同意があつたとき
<p>(退会)</p> <p>第9条 会員は、所定の退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。</p>	<p><u>(任意退会)</u></p> <p>第9条 会員は、所定の退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。</p>
<p>(除名)</p> <p>第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができます。この場合において、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えないなければならない。</p>	<p><u>(除名)</u></p> <p>第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、これを除名することができます。</p>
<p>(1) この法人の定款に違反したとき</p> <p>(2) この法人の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき</p>	<p>(1) 会員の定款に違反したとき</p> <p>(2) 会員の名譽を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき</p> <p>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき</p>

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(社員)

- 第12条 本会の社員は、概ね正会員50人の中から1名の割合をもつて選出される代議員をもつて一般社団及び一般財團法人に関する法律（以下「一般社団・財團法人法」という）上の社員とする。
- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行なう細則は理事会において定める。
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の代議員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代議員を選出すする権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第2項の代議員選挙は、2年に1度、2月に実施することとし、代議員の選期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団・財團法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般社団・財團法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（一般社団・財團法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般社団・財團法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）
- 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の

	<p>代議員を選舉することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>7 第6項の補欠の代議員の選舉に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する時総会の終結の時までとする。</u></p>
8 正会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。	<p>(1) 法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)</p> <p>(2) 法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)</p> <p>(3) 法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)</p> <p>(4) 法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)</p> <p>(5) 法第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)</p> <p>(6) 法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)</p> <p>(7) 法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)</p> <p>(8) 法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)</p>
9 理事又は監事は、その任務を怠つたときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意が無ければ、免除することができない。	<p>(役員の種類及び定数)</p> <p><u>第13条 本会に次の役員を置く。</u></p> <p>(1) 会長1名</p> <p>(2) 副会長4名以内</p> <p>(3) 理事(会長及び副会長を含む) 25名以上 30名以内</p>

第3章 役員

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長4名以内

(3) 理事(会長及び副会長を含む) 25名以上 30名以内

(4) 監事 2名 (選任)	(4) 監事 2名以内 (選任)
第13条 理事及び監事は、総会において選任する。 2 会長は、理事の互選により定める。 3 副会長は、理事の中から会長が指名する。 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができるない。	第14条 理事及び監事は、総会において選任する。 2 会長は、理事の互選により定める。 3 副会長は、理事の中から会長が指名する。 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができるない。
(職務)	(職務)
第14条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。 4 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。	第15条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。 4 監事は、法令に規定する職務を行う。
(任期)	(任期)
第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 指定により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。	第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 指定により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
(解任)	(解任)
第16条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期の途中であっても、総会において、総正会員の4分の3以上の議決により、これを解任することができます。この場合において、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えるなければならない、 (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があると認められ	第17条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期の途中であっても、総会において、 <u>代議員の3分の2以上の議決により</u> 、これを解任することができます。この場合において、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えるなければならない、 (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があると認められ

<p>れるとき</p> <p>(役員報酬等)</p> <p>第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができます。</p> <p>2 役員には費用を弁償することができます。</p> <p>3 前2項に關し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p>	<p>るとき</p> <p>(役員報酬等)</p> <p><u>第18条</u> 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができます。</p> <p>2 役員には費用を弁償することができます。</p> <p>3 前2項に關し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p>
<p>第4章 顧問</p> <p>(顧問)</p> <p>第18条 本公司に顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、総会の議決に基づいて会長が委嘱する。</p> <p>3 顧問は、本公司の業務について会長の諮詢に答える又は意見を具申する。</p> <p>4 顧問は、5名以内とし、任期については第15条第1項の規定を準用する。この場合において同項中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。</p>	<p>第4章 顧問</p> <p>(顧問)</p> <p><u>第19条</u> 本公司に顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、総会の議決に基づいて会長が委嘱する。</p> <p>3 顧問は、本公司の業務について会長の諮詢に答える又は意見を具申する。</p> <p>4 顧問は、5名以内とし、任期については第16条第1項の規定を準用する。この場合において同項中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。</p>
<p>第5章 総会</p> <p>(顧問に対する報酬等)</p> <p>第19条 顧問は、無給とする。</p> <p>2 顧問には費用を弁償することができます。</p> <p>3 前項に關し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p>	<p>第5章 総会</p> <p>(顧問に対する報酬等)</p> <p><u>第20条</u> 顧問は、無給とする。</p> <p>2 顧問には費用を弁償することができます。</p> <p>3 前項に關し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p>
<p>(種別)</p> <p>第20条 本公司の総会は、通常総会と臨時総会とする。</p>	<p>第5章 総会</p> <p>(種別)</p> <p><u>第21条</u> 本公司の総会は、通常総会と臨時総会とする。</p>

(構成)	第21条 総会は、正会員をもって構成する。	(構成)	第22条 総会は、代議員をもって構成する。
(権能)	第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。	(権能)	第23条 総会は、この定款は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。
(開催)	第23条 通常総会は、毎年2回開催する。 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認めたとき (2) 総正会員数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があつたとき (3) 監事が民法59条第4号の規定に基づいて招集するとき	(開催)	第24条 通常総会は、毎年2回開催する。 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認めたとき (2) 総代議員数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があつたとき (3) <u>監事が法令に基づいて招集するとき</u>
(招集)	第24条 総会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があつたときは、その日から42日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。	(招集)	第25条 総会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があつたときは、その日から42日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、代議員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
(議長)	第25条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。	(議長)	第26条 総会の議長は、その総会において出席代議員の中から選出する。

(定足数) 第26条 総会は、総正会員数の過半数以上の出席者がなければ開会することができない。	(議決) 第27条 総会の議決は、この定款で別に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。	(書面表決等) 第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したもとのとみなす。	(書面表決等) 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。 (1) 開催日時及び場所 (2) 正会員の現在数 (3) 出席した正会員の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること） (4) 審議事項及び議決事項 (5) 議事の経過の概要及びその結果（発言者の発言要旨を含む） (6) 議事録署名人の選任に関する事項	(議事録) 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。 (1) 開催日時及び場所 (2) 代議員の現在数 (3) 出席した代議員の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること） (4) 審議事項及び議決事項 (5) 議事の経過の概要及びその結果（発言者の発言要旨を含む） (6) 議事録署名人の選任に関する事項	2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名
(定足数) 第27条 総会は、総代議員数の過半数以上の出席者がなければ開会することができない。	(議決) 第28条 総会の議決は、この定款で別に定めるもののほか、出席代議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。この場合において、議長は、代議員として議決に加わる権利を有しない。	(書面表決等) 第29条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができます。 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その代議員は出席したもとのとみなす。	(書面表決等) 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。 (1) 開催日時及び場所 (2) 代議員の現在数 (3) 出席した代議員の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること） (4) 審議事項及び議決事項 (5) 議事の経過の概要及びその結果（発言者の発言要旨を含む） (6) 議事録署名人の選任に関する事項	(議事録) 第31条 総会の議事録には、その会議において出席した代議員の中から選任された議事録署名	2 議事録には、その会議において出席した代議員の中から選任された議事録署名

	人2名以上が、議長とともに署名、押印しなければならない。
第6章 理事会	
(構成)	
第30条 理事会は、理事をもつて構成する。	
(権能)	
第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。	(権能) <p>第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)	
第32条 理事会は、次の各号のいづれかに該当する場合に開催する。	(開催) <p>第33条 理事会は、次の各号のいづれかに該当する場合に開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長が必要と認めたとき (2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面をもつて開催の請求があつたとき
(招集)	
第33条 理事会は、会長が招集する。	(招集) <p>第34条 理事会は、会長が招集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 会長は前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急かつやむをえない場合は、日数を短縮することはできる。

<p>(議長)</p>	<p>第34条 理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。</p>	<p>(議長)</p>	<p>第35条 理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。</p>
<p>(定足数)</p>	<p>第35条 理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。</p>	<p>(定足数)</p>	<p>第36条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。</p>
<p>(議決等)</p>	<p>第36条 第27条から第29条までの規定は理事会について準用する。この場合において、第27条から第29条までの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。</p>	<p>(議決等)</p>	<p>第37条 第28条から第30条までの規定は理事会について準用する。この場合において、第28条から第30条までの規定中「総会」及び「代議員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。</p>
<p>第7章 部会及び委員会</p>	<p>第7章 部会及び委員会</p>	<p>第7章 部会及び委員会</p>	<p>第7章 部会及び委員会</p>
<p>(部会及び委員会の設置)</p>	<p>第37条 本会は、本会の目的を達成するために部会及び委員会を置くことができる。</p>	<p>(部会及び委員会の設置)</p>	<p>第38条 本会は、本会の目的を達成するために部会及び委員会を置くことができる。</p>
<p>2 部会及び委員会の設置並びに運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。</p>	<p>2 部会及び委員会の設置並びに運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。</p>	<p>2 部会及び委員会の設置並びに運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。</p>	<p>2 部会及び委員会の設置並びに運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。</p>
<p>第8章 支部組織(ブロック)</p>	<p>第8章 支部組織(ブロック)</p>	<p>第8章 支部組織(ブロック)</p>	<p>第8章 支部組織(ブロック)</p>
<p>(支部組織の設置)</p>	<p>第38条 本会は、本会の目的を達成し地域における活動に資するため、支部(ブロック)を置くことができる。</p>	<p>(支部組織の設置)</p>	<p>第39条 本会は、本会の目的を達成し地域における活動に資するため、支部(ブロック)を置くことができる。</p>
<p>2 支部(ブロック)の設置及び運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。</p>	<p>2 支部(ブロック)の設置及び運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。</p>	<p>2 支部(ブロック)の設置及び運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。</p>	<p>2 支部(ブロック)の設置及び運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。</p>

		第 9 章 資産、会計及び事業計画	第 9 章 資産、会計及び事業計画
(資産)	第 39 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもつて構成する。	(資産)	第 40 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもつて構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された財産	(1) 設立当初の財産目録に記載された財産	(1) 設立当初の財産目録に記載された財産	(1) 設立当初の財産目録に記載された財産
(2) 入会金および会費	(2) 入会金および会費	(2) 入会金および会費	(2) 入会金および会費
(3) 寄附金品	(3) 寄附金品	(3) 寄附金品	(3) 寄附金品
(4) 資産から生ずる収入	(4) 資産から生ずる収入	(4) 資産から生ずる収入	(4) 資産から生ずる収入
(5) 事業に伴う収入	(5) 事業に伴う収入	(5) 事業に伴う収入	(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入	(6) その他の収入	(6) その他の収入	(6) その他の収入
(資産の管理)	第 40 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。	(資産の管理)	第 41 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。
(経費の支弁)	第 41 条 本会の経費は、資産をもつて支弁する。	(経費の支弁)	第 42 条 本会の経費は、資産をもつて支弁する。
(事業計画及び予算)	第 42 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。	(事業計画及び予算)	第 43 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。
(暫定予算)	第 43 条 前条の規定に關わらず、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日前年度の予算に準じ収入支出することができる。	(暫定予算)	第 44 条 前条の規定に關わらず、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日前年度の予算に準じ収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。	2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。		

(事業報告及び決算)	(事業報告及び決算)
第44条 会長は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、本会の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。	第45条 会長は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、本会の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
(長期借入金)	(長期借入金)
第45条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもつて償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、京都府知事に届け出なければならない。	第46条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもつて償還する短期借入金を除き、総会において総代議員の3分の2以上の同意を得、かつ、京都府知事に届け出なければならない。
(会計年度)	(会計年度)
第46条 本会の会計年度は、毎年4月1日始まり、翌年3月31日に終わる。	第47条 本会の会計年度は、毎年4月1日始まり、翌年3月31日に終わる。
第10章 事務局	第10章 事務局
(設置)	(設置)
第47条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。	第48条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。	2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長及び職員は、会長が任免する。	3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。	4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
(書類及び帳簿の備付け)	(書類及び帳簿の備付け)
第48条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならぬ。	第49条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならぬ。
(1) 定款	(1) 定款
(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類	(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書	(3) 代議員名簿

(4) 訸可、認可等及び登記に関する書類	(4) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
(5) 定款に定める機関の議事に関する書類	(5) 許可、認可等及び登記に関する書類
(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類	(6) 定款に定める機関の議事に関する書類
(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類	(7) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
(8) その他、必要な帳簿及び書類	(8) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
(9) その他、必要な帳簿及び書類	(9) その他、必要な帳簿及び書類
第 11 章 定款の変更及び解散	
(定款の変更)	
第 49 条 この定款は、総会において総正会員の4分の3以上の同意を得、かつ京都府知事の認可を得なければ、変更することができない。	第 50 条 この定款は、総会において総代議員の3分の2以上の同意を得、かつ京都府知事の認可を得なければ、変更することができない。
(解散)	
第 50 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定及び同条第 2 項の規定により解散する。	第 51 条 本会は、法令で定められた事由により解散する。
2 総会の議決により解散する場合は、総正会員の4分の3以上の同意を得、京都府知事の承認を得なければならない。	2 総会の議決により解散する場合は、総代議員の3分の2以上の同意を得、京都府知事の承認を得なければならない。
(残余財産の処分)	
第 51 条 解散後の残余財産は、総会の議決を得、かつ京都府知事の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。	第 52 条 解散後の残余財産は、総会の議決を得、かつ京都府知事の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。
第 12 章 雜則	
(委任)	
第 52 条 この定款に定めるものの外、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決	第 53 条 この定款に定めるものの外、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決

<p>を経て、会長が別に定める。</p> <p>(附則)</p> <p>1 この定款は、本会の設立許可があつた日から施行する。</p> <p>2 本会の設立当初の役員は、第13条第1項から第3項の規定にもかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は第15条第1項の規定にもかかわらず平成21年3月31日までとする。</p> <p>3 本会の設立年度の事業計画及び予算是、第42条の規定にもかかわらず、設立総会の定めるところとする。</p> <p>4 本会の設立初年度の会計年度は、第46条の規定にもかかわらず、設立許可のあつた日から平成20年3月31日までとする。</p>	<p>を経て、会長が別に定める。</p> <p>(附則)</p> <p>1 この定款は、本会の設立許可があつた日から施行する。</p> <p>2 会の設立当初の役員は、第13条第1項から第3項の規定にもかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は第15条第1項の規定にもかかわらず平成21年3月31日までとする。</p> <p>3 本会の設立年度の事業計画及び予算是、第42条の規定にもかかわらず、設立総会の定めるところとする。</p> <p>4 本会の設立初年度の会計年度は、第46条の規定にもかかわらず、設立許可のあつた日から平成20年3月31日までとする。</p> <p>(附則)</p> <p><u>この定款の変更是、京都府知事の認可のあつた日から施行する。(平成23年○月○日)</u></p>
---	---

報告事項

社団法人京都府介護支援専門員会諸規程 について

社団法人京都府介護支援専門員会諸規程について下記のとおり報告いたします。

別紙のとおり、社団法人京都府介護支援専門員会の諸規程を策定する。

以上

京都府介護支援専門員会社員（代議員）選任規則（案）

平成23年12月〇日制定

（目的）

第1条 本規則は京都府介護支援専門員会（以下「本会」という）定款第12条に基づき本会の代議員（以下「代議員」という）の選任の規則を定めることを目的とする。

（配分）

第2条 代議員は、本会の正会員の人数に応じて算出し、地区支部（以下「ブロック」という）ごとに配分する。（別表）

（選出方法）

第3条 代議員を選出するためブロックにおいて正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

2. 代議員は、正会員の中から選ばれることとし、正会員は、代議員選挙に立候補できるものとする。
3. 代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
4. 代議員選挙は、2年に1度実施すること。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の専任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法146条）についての議決権を有しないこととする。）

（報告）

第4条 ブロックが代議員を選出したときは、委員長は速やかに本会会长に「代議員就任承諾書」を添えて届け出て、社員総会に報告する。

（任期）

第5条 定款第12条第5項により、代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期（6年）を超えて選任されることはできない。

2. 補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

（辞任）

第6条 代議員は、本会を退会する時、その他やむを得ない事情があるとき、代議員を辞任するものとする。ただし、辞任の届出は、別途総会開催通知に定める日以前に行わなければ

ばならない。

(解任)

第7条 定款第12条により、代議員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期の途中であっても、総会において、代議員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合において、その代議員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他代議員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(会員の権利)

第8条 正会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利

(委任)

第9条 本規則に定めるもののほか、代議員の選任に関し必要ある場合は理事会がこれを定める。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行なう。

附 則

この規則は、平成23年12月 日から施行する。

別表

社団法人京都府介護支援専門員会の地区支部ごとの本会代議員数は次の通りとする。

0～50	1人
51～100	2人
101～150	3人
151～200	4人
201～250	5人
251～300	6人
301～350	7人
351～400	8人
401～450	9人
451～500	10人
501～550	11人
551～600	12人
600～650	13人
651～700	14人
701～750	15人
751～800	16人
801～850	17人
851～900	18人

京都府介護支援専門員会代議員選挙規程（案）

平成〇〇年〇月〇日制定

（目的）

第1条 本規定は京都府介護支援専門員会（以下「本会」という）定款第12条に基づき本会の代議員（以下「代議員」という）の選出方法について必要な事項を定めることを目的とする。

（代議員の立候補）

第2条 代議員は、立候補制とする。

2. 立候補者は、正会員であることを要件とする。
3. 立候補者は、正会員3名以上の推薦者を必要とする。

（代議員の選出方法）

第3条 代議員は、地区支部（以下「ブロック」という）において選出し、選任することとする。

2. 立候補者が定数以下である場合は、ブロック総会等の会議に出席した正会員の過半数をもって承認することとする。
3. 立候補者が定数より多い場合は、ブロック総会等の会議に出席した正会員が適切に選出し承認することとする。

（委任）

第4条 この規定は、理事会の定めるところによる。

（改廃）

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て社員総会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成23年 月 日から施行する。

